

岩手県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、近隣商業地域内における引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 大船渡市盛町字館下4番地8株式会社広進が大船渡市の近隣商業地域である大船渡市盛町字内ノ目14番地7の一部に引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場（253.71平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
  - （1） 期日 令和2年2月16日（日） 午後1時30分から
  - （2） 場所 大船渡市猪川町字前田6番地1 大船渡地区合同庁舎4階 第3会議室